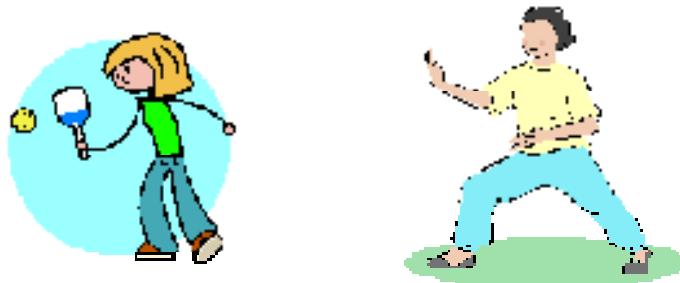


蒲池中学校の学校教育施設を利用される皆様へ

柳川市では、平成19年10月1日から公共施設の利用料を全面的に見直しされることとなりました。それに伴い、柳川市立蒲池中学校もその対象になり、申請手続きが一部変更になりましたので、この冊子でお知らせします。



目 次

- 1 生涯学習社会の実現のための学校施設利用について
- 2 学校施設を利用される皆様へのお願い
- 3 平成19年10月改訂について
- 4 手続きの流れ
- 5 これからの中学校教育と社会教育の連携・融合について
- 6 その他資料

1 生涯学習社会の実現のための学校施設利用について

21世紀において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会の実現を目指していくことが、極めて重要な課題です。

生涯学習社会の構築が求められる背景と、そのための取組の一層の充実が必要な理由としては、

- ①学歴社会のは是正
- ②社会の成熟化に伴う学習需要の拡大
- ③社会・経済の変化に対応するための学習の必要性
- ④家庭や地域社会の教育力の再生・向上を図る必要性などが指摘されています。

これらの学習需要に的確に対応していくことは、学習者自身のキャリア向上のみならず、社会システムの基盤である人材育成につなが

るものであり、社会・経済の発展に寄与するところが大きいものです。

このため、多様な学習活動を総合的に推進されて、生涯学習社会を構築するため、学校教育、社会教育、文化、スポーツ振興のためにも、学校教育施設の活用が求められているからです。



〔学校施設の利用〕社会教育法第44条

学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者であ

る国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する~~独立行政法人~~の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

〔学校施設利用の許可〕社会教育法第45条

社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならぬ。

学校教育法 第八十五条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

2 学校施設を利用される皆様へのお願い

1 子どもたちを取りまく環境（福岡県アンビシャス運動がめざすもの中間報告から引用）

(1)子どもたちの現状

全県的な傾向として、あいさつができない。公共の場での基本的なマナーが守れない。自分が家族の一員であることが実感できない。友達と遊ぶことができずひとりでテレビやテレビゲームに没っている。こういう子どもが多くなっています。また、学校では不登校やいじめ、学級崩壊といった問題も生じています。

非行の低年齢化、凶悪化、薬物の乱用も大きな問題となっています。夢や目標が持てず前向きな意欲に欠けた子どもや責任を持って職業に就く意識が希薄な青年も増えています。

(2)家庭や地域社会の教育力

戦後、倫理や社会規範に関する教育を軽視した結果、親は子どもを叱ること、誉めることをしなくなっています。また、核家族化などにより、世代間で子育ての知恵が伝えられなくなりました。その結果、親は子育てや教育について自信を失っています。

地域での人間関係の希薄化や少子化による地域の子ども仲間の消滅、テレビゲームの普及や学習塾通い、過度のテレビ視聴などにより、子どもたちは外で遊んだり地域の人々と接する機会を失っています。地域の人々から気軽に声をかけられたり、叱られたり、教えられたりすることもなくなりました。子どもたちが自由に遊べる路地裏や空き地なども減りました。

(3)学校の教育力

これまで学校でも「平等」ということが重視されてきました。しかし、「平等」ということが結果に差をつけないという「結果の平等」になりすぎると、子どもたちは頑張ろうという意欲を持てなくなります。子どもたちが自分の能力を見つけ高めていくためには、学間に限らず、芸術・スポーツ・ものづくりなど、いろいろな分野で競いあえる機会を平等に与えることが必要です。

欧米では、生徒が積極的に意見を述べる「考える授業」により、子どもが主体的に育っています。我が国においても、このような授業をもっと活発に行う必要があります。

学校は、家庭や地域とは違った意味で、社会生活の基本的なルールや社会規範を教える好適な場であると考えます。

2 学校施設を利用される皆様へのお願い

少子化の進展により中学生が減少し、それに比例して学校の教員数も減少しています。また、教員も高齢化してきています。

このことにより、生徒が希望する部活動の指導する先生を確保することが年々困難となってきています。

その他、授業に必要な教材研究、生徒指導の時間、教職員人事異動など様々な点から考え、公立中学校では、部活動の顧問不在になり部活動が成立しない事態を避けるために様々な努力を行っています。

このような中学校が抱える課題解決のために、学校施設を利用される皆様にお願いですが、生活の土台づくりが一番ですので、規

範意識や基本的生活習慣を身に付けさせるために、あいさつや登下校時の見守りなど、地域の子どもたちを育成していくという視点でご協力ください。

具体的には、すぐに部活動を指導していただくことではなく、子どもたちへの声かけなどからのご協力をお願ひいたします。
 次に、学校施設ですので使用されます器具等は大切にお使い下さい。また、使用後はもとに位置に返却ください。授業の時に
 「○
 ○の道具（器具）は、どこに行った。」などもなくスムーズに授業が実施できますのでよろしくお願いします。

3 平成19年10月改訂について

柳川市教育委員会規則第 号

柳川市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

柳川市立学校施設使用条例施行規則（平成17年柳川市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「学校施設使用許可」を「柳川市立学校施設使用許可」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第5条の規定により使用料を納入する場合は、教育委員会から柳川市立学校施設利用券（様式第3号）の交付を受け、
 柳川市立学校施設使用許可申請書に貼付して校長に提出しなければならない。

第3条を次のように改める。

（使用料の減免）

第3条 条例第6条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 国、県、市及び市の各種行政機関が主催する事業を行うとき 全額
- (2) 市内の高等学校、幼稚園及び保育園が行事として利用するとき 全額
- (3) 市内の小中学校の児童及び生徒で組織された団体が利用するとき 全額
- (4) 市内の公益性を有する団体が利用するとき 全額又は半額
- (5) 市内の社会教育団体等が事業で利用するとき 全額又は半額
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額

2 前項第4号から第6号までに規定する使用料の減免額は、クラブハウス又は屋外運動場を利用する場合においては全額とし、
 屋内運動場を利用する場合においては半額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、冷暖房使用料又は夜間照明施設使用料は使用許可の際に徴収するものとする。

学校施設利用者へ

- 1 学校の施設、設備、植栽等を壊さないこと。
- 2 火災予防には特に気を付けること。
- 3 使用後は必ず清掃し、使用した設備等は元の位置に戻すこと。
- 4 使用時間を厳守すること。夜間使用は、屋外運動場は午後9時まで、屋内運動場は午後10時までに必ず終了すること。

（使用料の減免）

第3条 条例第6条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める額について行うも

のとする。

- (1) 国、県、市及び市の各種行政機関が主催する事業を行うとき 全額
 - (2) 市内の高等学校、幼稚園及び保育園が行事として利用するとき 全額
 - (3) 市内の小中学校の児童及び生徒で組織された団体が利用するとき 全額
 - (4) 市内の公益性を有する団体が利用するとき 全額又は半額
 - (5) 市内の社会教育団体等が事業で利用するとき 全額又は半額
 - (6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額
- 2 前項第4号から第6号までに規定する使用料の減免額は、クラブハウス又は屋外運動場を利用する場合においては全額とし、屋内運動場を利用する場合においては半額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、冷暖房使用料又は夜間照明施設使用料は使用許可の際に徴収するものとする。

学校施設

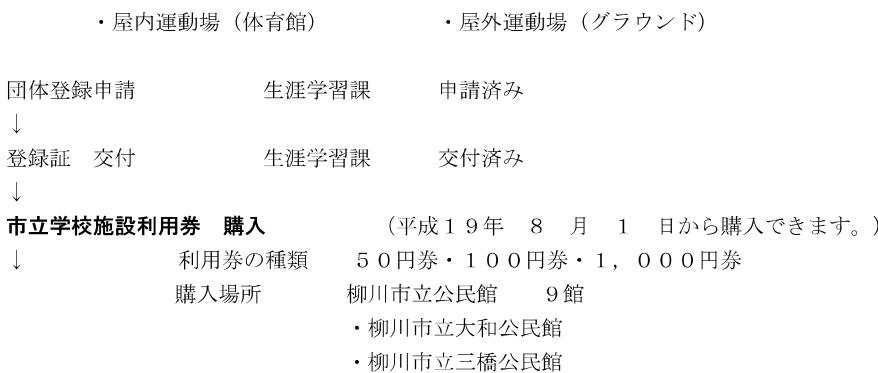
施設			使用料	
屋内運動場	中学校	全面	1時間につき	200円
		半面	1時間につき	100円
	小学校	全面	1時間につき	100円
クラブハウス			1時間につき	100円
屋外運動場			1時間につき	400円

備考

- 1 蒲池中学校の屋内運動場は、全面を1時間につき100円とする。
- 2 クラブハウスの冷暖房を利用する場合の使用料は、1時間につき50円とし、屋外運動場の夜間照明施設を利用する場合の使用料は、1時間につき200円とする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 4 利用時間は、準備及び利用後の原状回復に要する時間を含む。

4 手続きの流れ

柳川市立学校施設利用について



- ・柳川市立柳河公民館
- ・柳川市立城内公民館
- ・柳川市立東宮永公民館
- ・柳川市立矢留公民館
- ・柳川市立両開公民館
- ・柳川市立蒲池公民館
- ・柳川市立昭代公民館

↓

各小中学校へ利用申請　使用 60 日前から受け付けます（平成 19 年 10 月 1 日からの利用分）

↓

柳川市立学校施設利用許可申請書 提出（印鑑持参）

市立学校施設利用券 添付 利用料金（蒲池中体育館 1 時間 100 円）

柳川市立学校施設利用許可書 受取 （使用できる目にちを説明し、許可書を渡します）

↓

申請施設の利用

※ 使用料の減免率変更について

- ・一般的な団体 全額又は半額
- ・市内の小中学校の児童及び生徒で組織された団体 全額

※教育委員会にて、証明書を発行いたします。

（生涯学習課まで、お願いします。）

ただし、夜間照明代は、減免しない。

5 これからの学校教育と社会教育の連携・融合について

学社連携・融合とは

「学社連携」は、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようとするものです。社会教育側からは学校の体育館や校庭等の施設利用が行われ、学校教育側からは、青少年施設での宿泊体験や博物館、美術館の見学といった利用がなされていました。学校教育と社会教育がそれぞれ独自に計画を立て、必要なところをそれぞれの立場から利用していたのが「学社連携」と言えます。

しかし、「社会教育は学校教育になじまない」とか「学校は敷居が高く行きにくい」などの理由で、双方にとって必要な連携・協力が十分でなかったという反省が残っています。

平成 14 年度から完全実施された新学習指導要領では、知識偏重の学力観から、関心・意欲、思考力、判断力、表現力が一段と重視されるようになりました。学校外での社会体験や自然体験の必要性や新たに設けられた「総合的な学習の時間」が、学社連携・融合を一層推進しようとする基となったようです。

「学社融合」は、学校教育と社会教育（学校外の教育）がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ねあわせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方です。「学社融合」は、学校教育と社会教育がそれぞれ計画段階の最初からそれぞれの役割や機能生かしながら作り上げていく、「学社連携」の最も進んだ形と言えます。

例えば、学校が青少年施設や公民館、博物館、美術館等の社会教育施設を利用する場合、事前に十分な打ち合わせを行い、施設の持つプログラム活用まで踏みこんで教育効果を高めようとするものです。また、社会教育施設の事業の企画やプログラム作成に教員が参画していくこともあります。

その逆に、学校教育施設を使う地域住民が、総合の時間や教科授業などの学校教育プログラム（「PT 行事」含む）作成にも住民が参画していくこともあるのです。

とにかく、「学社融合」は、お互いに負担を感じないよう、無理のないところから進めていただきたいと思います。

その一つの例として、「総合型地域スポーツクラブ」の紹介

「総合型地域スポーツクラブ」とは、「青少年の健全育成」「住民の生涯スポーツの推進」「健康で明るく人に優しいまちづくり」

り」

などを理念として、地域の小学校・中学校の体育館、武道館、グラウンド等を中心に、色々な種類のスポーツを毎日（月～土曜）楽しんでいます。

また、子どもからお年寄りまで誰でも参加できるイベントを2、3か月に一回会員の手作りで行っています。

組織例

